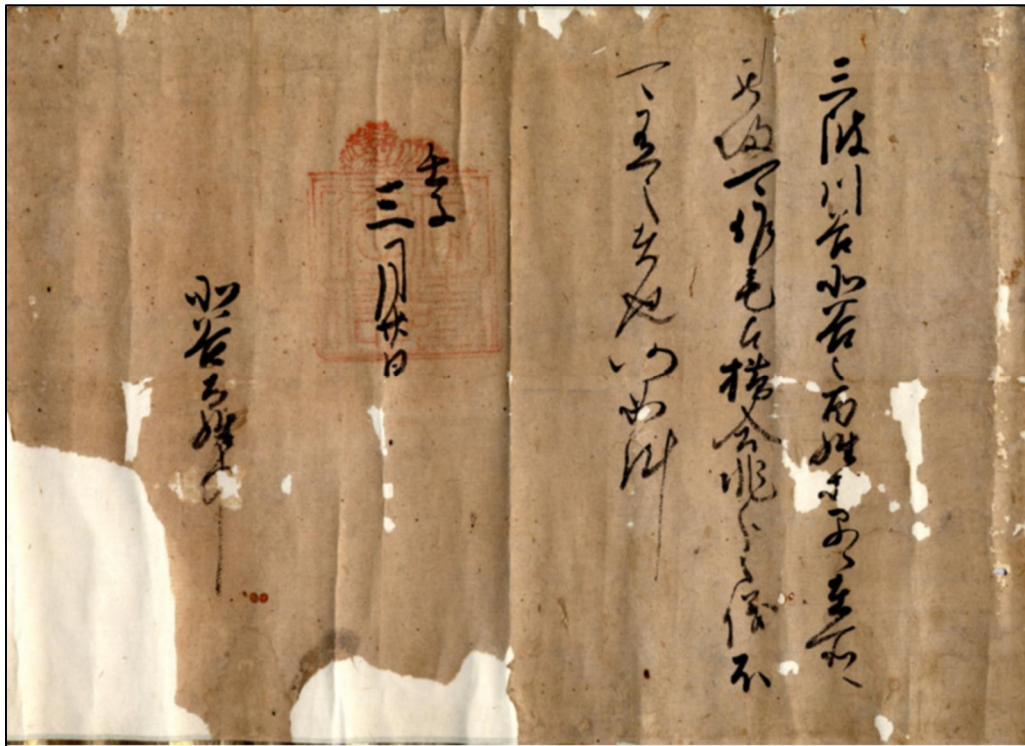


群馬県立文書館 教材活用史料詳細カード 6-1

請求番号	P8214	文書番号	12279	年代	天文 21 年 (1552)
史料名	北条家朱印状				
形態	縦紙・軸装	複製	あり・なし(デジタル画像・展示用レプリカあり)		
備考	寄贈の古文書(藤岡市三波川・飯塚馨家文書)、群馬県重要文化財『ぐんまの古文書 続編』に掲載				
史料概要	<p>豊臣秀吉は 1590 (天正 18) 年、関東の大部分を領有していた北条家を滅ぼし(小田原攻め)、全国を統一した。この文書は、それまで上野国にも大きな影響力を持っていた北条家から、三波川村(現藤岡市)へ出された朱印状である。</p> <p>文書は、戦乱を避け逃散している百姓を村に帰還させるとともに、村の安全を保障しているものである(禁制)。</p> <p>北条家の文書の特色である、印文「禄寿応穩」と虎の大きな朱印(約 8×10cm)を確認できる。「禄寿応穩」は「禄寿は応(まさ)に穩やかなるべし」と読み、禄(財産)と寿(生命)を保障し、平穏な社会の実現を願った言葉である。</p> <p>北条家は印判を用いることにより、村へ直接、文書を発給する仕組みを創始したと考えられている(北条氏 2 代目氏綱より)。それ以前の大名の発給文書は花押を据えたものしかないので、目下の者へは家臣が文書を出すしかなかった。</p> <p>当時の支配や戦乱の様子がわかるとともに、現地の三波川に伝えられてきた貴重な地域資料である。</p>				
指導要領(内容)との関連	<p><小 6> (2)-ア-(カ) 織田・豊臣の天下統一(戦国時代の様子)</p> <p><中 歴> B-(3)-ア-(ア) 織田・豊臣の統一事業(戦国時代の様子)</p>				
活 用 例					
活用単元	戦国時代、織田・豊臣の全国統一事業				
活用場面	<ul style="list-style-type: none"> ・戦国時代の様子がわかる史料として、導入、及び探求する場面での活用。 				
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複製物を示したり、印刷して配付したり掲示することが出来るほか、調べ学習の史料として提示することができる。また、教室や廊下に展示し、いつでも自由に見ることが出来るようにすることで、意欲関心を高めることができる。と考える。 				
予想される生徒児童の反応など	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に群馬県内の村へ戦国大名・北条家から出された朱印状であるため、児童生徒に興味を持たせることができるであろう。文字が読めなくとも、大きな虎の朱印に着目するところから、当時の大名の支配の様子、県内の村や百姓の様子などを知ることができる。と考える。 				

「北条家朱印状」(部分、掛け軸のうち文書の部分) (P8214 12279) 天文21年



【釈文】

三波川谷北谷之百姓等、早々在所へ
罷帰、可_レ作毛_一候、横合非分之儀、不_レ
可_レ有_レ之者也、仍如_レ件、

壬子

三月廿日 (虎朱印)

北谷百姓中

【読み下し】

三波川谷(さんばがわだに)北谷(きただに)の百姓等、早々に在所(ざいしよ)へ罷(ま)り帰り、作毛(さくもう)すべく候、横合非分(よこあいひぶん)の如し、

壬子

三月廿日 (虎朱印)

北谷百姓中

【用語】

【北谷…きただに】三波川流域の呼称。現在の藤岡市三波川。

【在所…ざいしよ】住んでいる所。すみか。ありか。

【罷帰…まかりかえる】「帰る」の謙譲語。退き帰る。まかる。帰る。

【作毛…さくもう】耕作すること。畑作すること。

【横合非分…よこあいひぶん】正当な理由のない、不当な行い。